平成29年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成29年3月17日(金) 晳 間 者 民進党・道民連合 高橋 弁 人事局長、人事課長、給与服務担当課長 職員厚生課長

質 間 要 旨 答 弁 要 냠

長時間労働について

(一) 法の遵守について

過労死への受け止めについて

道職員の長時間労働についてお聞きいたします。 過労死につきましては、電通の高橋まつりさん、お亡くなりになられる前は、53時間連続の仕事をしていたと 、そのうち3時間半しか休めなかったという、こういう 状況だったとお聞きしておりますけれど、いずれにして も、これは大変な問題であるということで、やっと政府 も重い腰をあげたというのが実態であると思います。 知事部局で約1万4000人の職員を抱える総務部とし て、過労死についての見解についてお伺いします。

労基法の主旨について

労働基準法は、最低の基準を定めたものでございまし て、この基準をもとにしてですね、さらに労働条件が低 下をしてはいけないというのが基本的な考え方であり ます

32条では、労働時間1週間40時間というふうに規定を

しております。 36条にはご存じのとおり時間外及び休日の労働について規定しておりますけれども、労働者の労働時間に関する、労働基準法の主旨について、使用者側としての見 解をお聞きしたいと思います。

(二) 職員の時間外勤務の実態について

庁内における36条協定の締結について

36協定の協定をですね、結んでいるかどうかの実態 についてお伺いします。

(職員厚生課長)

過労死等についてでありますが、平成26年に制定されま した過労死等防止対策推進法では、業務における過重な 負担による脳血管疾患、心臓疾患を原因とする死亡、業務 における強い心理的負担による精神疾患を原因とする自殺 、死亡には至らないが、これらの疾患や精神疾患を過労死 等として規定しているところです。

道といたしましては、職員が安全かつ健康で職務に臨む ことは地域住民への貢献の前提であり、職員の健康確保は 大変重要な課題として認識しているところであり、長時間労 働の慣行の見直しに向けた時間外勤務の縮減など、職員 のワークライフバランスの推進に向けた取組みはもと より、産業医による職員との面談などの「過重労働によ る健康障害防止対策」、そのほか、メンタルヘルス対策 といたしまして、精神保健医による心の相談に加えて、 今年度からは、心理的な負担の程度を把握するためのス トレスチェックを実施するなど、職員が心身ともに健康 で、能力が発揮できるよう適切な健康管理に取り組んで いるところございます。

(給与服務担当課長)

労働基準法についてでございますが、労働基準法では 第32条におきまして、週40時間、1日8時間を超 えて労働させてはならないと、労働時間の最長限度を規 定しておりまして、また、時間外及び休日の労働につき ましては、第36条に、労使が協定を締結し、法定労働 時間を超えて労働時間を延長できると規定されている ところでございます。

道といたしましては、時間外労働は、臨時的なものと して、必要最小限にとどめられるべきものであり、延長 できる労働時間もできる限り短くするよう努めなけれ ばならないものと認識しているところでございます。

(給与服務担当課長)

36協定についてでございますが、道におきましては 協定を締結すべき事業所として規定されております各 振興局の建設管理部出張所や道立病院等、68の事業所 におきまして、労働基準法第36条に基づき、時間外勤 務に関する協定を締結しているところでございます。

協定におけます延長労働時間は、1日につき4時間、 1ヶ月につき45時間、1年につき150時間とし、業 務の遂行上、やむを得ない事情がある場合には協議によ り360時間まで、延長することができるとしておりま して、また、法第33条に基づく延長労働時間の制限の 適用除外であります防災待機業務や救急など緊急やむ を得ない業務などにより、年360時間を超える時間外 勤務が行われている場合もあるところでございます。

ここ数年の時間外勤務について

今お話をお聞きましたけれど、労災の規制となる80 時間というのは、1週40時間と考えると2日分ということになるわけです。月に直すと8日分です。計算していくと1か月30日働かなければならないと言うことに なるわけです。この過労死ラインについて、総務部としての見解は今、お聞きを致しました。 それから、ここ数年がき足どもちょっとお話がありま

たけれど、道の一般部局におきまして年間720時間を 超えている職員の月平均の時間外勤務の時間数と、さら に、年最大時間外勤務数、時間が多い部局についてお聞 かせ願いたいと思います。

部長の認識について

1年間で1,347時間の時間外ですよ。考えられな いですよ、これ。考えられない。720時間で過労死で すよ。 1,347時間を日に割ると168日。土日が休 みで祝祭日17日間を入れたとしても年間121日間 の休みがありますけれど、168日分ですから、この休みかを含め休まないで出たとしてもさらに41日間足 さなければならない。1年間に、400日以上の仕事を しなければならないというのが現状なんですよ。

今、お話があったように、時間外が多い部局として総 務部というのがありました。総務部長は今回で異動され るようでございますから、最後の議会になるかもしれませんけれど、この1,347時間という時間外をどのようにお考えですか。

4 時間外手当の額の推移について

別に自慢にならないんですよね。1,000時間を超えたからといって。本当に健康が一番なんですから。 ただ、先ほど部長もおっしゃったように、公務員としてやらなければならない仕事があるというのが足かせ になって、休むこともできないし、早く帰ることもできないという状況ですね。 ここ数年間、時間外勤務手当に関わる予算というのは

どのようになっていますか。

(給与服務担当課長)

時間外勤務の状況についてでございますが、過去3年間におけます時間外勤務の実績といたしまして、平成2 5年度につきましては、720時間を超えた職員の月平 均時間外勤務時間数は71時間となっているところで ございます

また、26年度につきましては月平均73時間、27 年度については、月平均72時間となっているところで ございます

また、年間の時間外勤務時間数で最大のものといたしましては、25年度につきましては、1,058時間、26年度は1,183時間、27年度は1,347時間 となっているところでございます。

なお、時間外勤務が多い部局といたしましては、総務 部、総合政策部、保健福祉部、経済部などとなっており まして、業務の内容といたしましては、予算業務や計画 策定等の特定課題への対応などのため、時間外勤務を行 っているものと承知しているところでございます。

(総務部長)

先ほど、給与服務担当課長の方から、最も多い時間外勤務をした職員ということで、平成27年度は1,300時間を超えているということで、平成27年度につき ましては、骨格予算であったという事情もあったろうと

思いますが、率直に言って、ちょっと多いかなと。 私も昔はこれくらいやっておりましたけれど、やはり年もとりますと、頭もぼ一っとするし、実際に早く区切りをつけて、上司の明確な指示のもとできちんと仕事を 済ませて帰って、もう一回家庭なりでリフレッシュをして、また仕事をして、それが道政の発展といいますか、 より良い施策の検討にもつながるのかなというように 思っております。

ただ、なかなか仕事の面で、公務員として、やらなけれ ばならない仕事は絶対にしてもらうということが必要 でございますので、そうした中で、業務の再分配とか、 そういったこともやりくりしながら、時間外勤務は今後 とも少なくしていかなければならないというふうに思 っております。

(人事課長)

道では、平成27年4月に策定いたしました「職員の ワークライフバランスの推進に関する指針」に基づきま 、業務管理のあり方の見直しや職員の意識改革など 様々な取り組みを進め、時間外勤務の縮減に努めている ところでございます。

過去3年間におけます時間外勤務手当の実績は、平成 25年度が、約20億2千3百万円、26年度が、約2 0億5千万円、27年度が、約21億5千万円でありま して、28年度は、昨年の相次ぐ台風被害や鳥インフル エンザの発生など緊急・臨時的な業務の増加によりまし て現時点で約25億8千万円の執行見込みとなってお りまして、今年度につきましても、必要な時間外勤務手 当の確保を図っているところでございます。

サービス残業の実態について

毎年増えているんですね、時間外が。時間外予算が非常に増えているということなんですが、時間外勤務手当が、時間外に見合っただけ、職員に払われているかどうなのかということは、甚だ疑義があるというふうに思っ ております

時間外予算にはキャップがはめられているのかなというふうに思う訳でございまして、時間外勤務を行っても 時間外勤務の申請をしない、いわゆるサービス残業が横行しているものと思う訳でございます。 皆さんは否定されるでしょう。なぜなら時間外勤務を

黙認して時間外勤務手当を支払わないと言う事は法違 反となる訳ですから、認めたくはないと

しかし、表には出ませんけれど、ほとんどの職員の方は経験されているということだというふうに思ってお ります

時間外勤務は職員が上司に申請をし、公務のために必要があれば上司が職員に時間外命令を発する。または上 司が臨時的な必要性から職員に時間外命令を発すると いうことで、その命令によって行われた時間外勤務につ いて、対価が支払われるということになる訳であります

サービス残業は、このルールが無視されていることに なりますが、職員も上司も法違反ということになる訳で あります。

サービス残業についての実態と見解をお聞きします。

6

インターバル規制について この間、行財政改革で職員はだいぶ減りました。4分 たのかか、そういう状況です。一方で、 4分 の1くらい減ったのかな。そういう状況です。一方で、 行政需要はどんどん増えていっております。先ほどの、 時間外の予算がどんどん増えていっているのと同じように、行政需要はどんどん増えていっている。制度が変われば新しい制度のために仕事ができてくる。法律がで きれば、その法律に関わって制度ができて、仕事が増えていく。仕事が増えていっても、人数は減らされていっている。当然、時間外が増えているのは当たり前の話と ている。当然、時間外が増えているのは当たり前の話と。先ほどの話でですね、720時間超を平成29年度でゼロにしますと、できるんですか、本当に。お題目だけはだめなんですよ。できるんですか。私は無理だというふうに思います。先ほど言ったように、サービス残業の実態については、皆さんもご存知だというふうに思いますよ。ちょれたらどきってますはどれ、これ、生然されたらどう する。皆さんも経験したというふうに思いますよ。今そんなふうに言ってますけども。これ、告発されたらどうするんですか。なぜ、まずこのサービス残業を見直すということに力を入れていかないんですか。認めたくないからですか。どうなんでしょう。これも使用者側の最高責任者にお聞きしなければいけない問題なんでしょう。 かね。皆さんでは答えられない問題なんでしょうか。 れはブラック企業ですよ。1,300時間ですよ。720時間を 超えている方々もけっこういらっしゃる。320時間は当 たり前と、こんなところありますか。電通より悪いんじ やないですか、これ。それを是認するということは、ど ういうことなんですかね。お題目だけで、意識改革ですなんて言ったって、できるんですかね、これ。皆さんはしんとしていますから、答えようがなが、 んけれど、 先ほど言ったように、告発だってされかねな い問題ですよ。

ところで、長時間の時間外が続いていると、先ほど部 長からもあったように、頭がくらくらしてくるというの は私も経験があります。2週間ぶっ続けて仕事をしたこ ともありますし、夜の2時に帰って朝の8時に出てくる なんてこともありました。家に帰って着替えしてですね 、仮眠もちょっととってすぐ出てこなければならないと いう状況を経験したこともありますけれど、今はインタ ーバル規制ということも言われております。これは、今 回の法改正の中には出てこなかったんですけれど、これ は内部努力だって可能だと思っているんですけれど、こ の勤務時間から次の勤務時間まで11時間を空けるイン ターバル規制の取り組みについて、道庁のお考えをお聞 きしたいと思います。

(給与服務担当課長)

職員の時間外勤務についてでございますが、道では、 「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」を 策定いたしまして、時間外勤務は業務の進捗状況等により、緊急かつやむを得ないと認められる場合に、管理職 員による事前命令のもと実施するものでありまして、命令を受けていない職員については、速やかに退庁することとしているところでございます。

また、時間外勤務を命じた場合につきましては、管理 職員が現認または部下職員からの申告を受けまして、時 間外勤務実績を確認することとしているところでござ

こうした適正な時間外勤務の実施につきましては、各 種会議や研修の機会を通じまして周知徹底を図ってい 本年度におきましては、全職員を対象に、適正 るほか、

るはが、本午及におさましては、主職員を対象に、適正な時間外命令に関する理解度を自己診断するセルフチェックを新たに実施したところでございます。 今後とも、業務の見直しですとか、適切な執行管理など管理職員のマネジメントによる事前命令や退庁管理の徹底によりまして、適正な時間外勤務命令が行われるよう、取り組んでまいる考えでございます。

(人事局長)

インターバル規制についてでありますが、国におきま しては、終業から始業までに一定時間の休息を確保する「インターバル制度」について、過重労働の防止や、従 業員の心身の負担の軽減が図られることが期待される ことから、今後、労使関係者を含む有識者検討会が設置 されるものと承知してございます。 道といたしましては、国の法及正などの動向を注視し

ながら、職員の長時間労働による健康障害の防止のほか 能率的な公務運営や優秀な人材の確保の観点も踏まえ まして、「職員のワークライフバランスの推進に関する 指針」に基づき、引き続き、時間外勤務の縮減に向けて 取り組んでまいる考えでございます。

質	問	要	引日	答	弁	要	山口
でこ変間せねこ銘れてするのは、、減どというでかけをいりできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるのできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる。	の検討会のでは がすけたいと がすけたいを がすけたいを がまけれると がしたいを がしたいたにに がいたいと がいたい がいたい	るべ申は、おっていたいというではまからというでははいいでのではいいでのからでのからでははいいでのがいににいる。ないというではないではない。これではいいできる。	なずんたかれな、ながい事でと大時ますうにけれでうる。れでい肝すわんいよの総は、いねもしにととで言いん総括したととで言いとをといる。れでい肝すわんいよがはいよいはないにないだがある。れでいいはがいとがある。				